

## 入札制度等の改正概要について（案）

令和5年3月 福島県入札監理課

## 第1 総合評価方式の改正

## 1 国・県・市町村の実績評価の見直しについて 【工事関係】

## (1) 国・県・市町村の実績評価の見直し

「災害時の出動実績又は災害応援協定締結」、「除雪・維持補修業務」の評価について、頻発、激甚化する災害時の緊急対応など、県管理施設の安全・安心を支える地元企業の役割が重要となっていることから、県管理施設の実績をより重視した評価に改正する。

災害時の出動実績 又は 災害応援協定締結		改正後（令和5年4月以降）		現行（令和5年3月まで）	
		標準型、簡易型	左記以外	標準型、簡易型	左記以外
上位	災害時出動実績かつ 災害応援協定締結	<u>3.5点</u>	<u>1.75点</u>	3.0点	1.50点
		3.0点	1.50点		
中位	災害時の出動実績	<u>3.0点</u>	<u>1.50点</u>	2.5点	1.25点
		2.5点	1.25点		
下位	災害応援協定締結	<u>2.0点</u>	<u>1.00点</u>	1.5点	0.75点
		1.5点	0.75点		

除雪・維持補修業務 の実績		改正後（令和5年4月以降）		現行（令和5年3月まで）	
		標準型、簡易型	左記以外	標準型、簡易型	左記以外
上位	①5年度連続する除 雪と維持補修の実績	<u>3.5点</u>	<u>1.75点</u>	3.0点	1.50点
	②過去5年度以内に 福島県道路除雪表彰	3.0点	1.50点		
下位	過去3年以内に1件 以上の実績	<u>2.0点</u>	<u>1.00点</u>	1.5点	0.75点

※改正後 上段：県管理施設の実績の場合の加算点

下段：国、市町村管理施設の実績の場合の加算点

## 2 地域密着型における地域要件の特例について

資料5-1のとおり

### 3 評価項目の見直しについて 【工事関係】

#### (1) 週休2日確保工事の評価対象の見直し

週休2日確保工事の実績について、現行では発注種別を問わず週休2日の実績を評価していますが、入札参加者の公平性確保の観点から発注工事と同一の発注種別の実績を評価対象とする。

改正後（令和5年4月以降）	現行（令和5年3月まで）
標準型、簡易型、特別簡易型、地域密着型	標準型、簡易型、特別簡易型、地域密着型
過去1年以内に <b>発注工事と同一の発注種別</b> の週休2日確保工事の実績がある企業	過去1年以内に発注種別にかかわらず、週休2日確保工事の実績がある企業
0.25点	0.25点

#### 【具体例】

現行：発注種別が建築工事の場合でも一般土木工事における実績も加点対象。

改正後：発注種別が建築工事の場合、建築工事における実績のみが加点対象。

#### (2) 同一市町村の工事实績の評価対象の見直し

同一市町村の工事实績について、現行では発注種別を問わず同一市町村の実績を評価していますが、入札参加者の公平性確保の観点から発注工事と同一の発注種別の実績を評価対象とする。

なお、一般土木工事及び舗装工事については、双方の実績を評価対象とする。

改正後（令和5年4月以降）		現行（令和5年3月まで）	
標準型、簡易型	特別簡易型、地域密着型	標準型、簡易型	特別簡易型、地域密着型
一般土木工事又は舗装工事の場合		一般土木工事又は舗装工事の場合	
過去3年以内に同一市町村内において、公共工事の実績がある場合 <u>（一般土木工事又は舗装工事の実績に限る）</u>		過去3年以内に同一市町村内において、公共工事の実績がある場合	
（上位点） 3件以上		（上位点） 3件以上	
2.5点	1.0点	2.5点	1.0点
（下位点） 2件		（下位点） 2件	
1.5点	0.5点	1.5点	0.5点
上記以外の発注種別の場合		上記以外の発注種別の場合	
過去10年以内に同一市町村内において、公共工事の実績がある場合 <u>（同一発注種別の実績に限る）</u>		過去10年以内に同一市町村内において、公共工事の実績がある場合	
2.5点	1.0点	2.5点	1.0点

### (3) 若手・女性技術者の評価対象の拡大

若手・女性技術者の入職及び現場での更なる活用を促進するため、若手・女性技術者を現場代理人に配置する場合も評価対象とする。

改正後（令和5年4月以降）	現行（令和5年3月まで）
標準型、簡易型、特別簡易型、地域密着型	標準型、簡易型、特別簡易型、地域密着型
配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）に若手・女性技術者を配置予定の場合	配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）に若手・女性技術者を配置予定の場合
0.50点	0.50点
<b>現場代理人に若手・女性技術者を配置予定の場合</b>	—
<b>0.25点</b>	—

### (4) 新分野進出の評価対象の見直し

新分野進出の実績について、現行では福島県建設業新分野進出企業認定事業による認定（以下「認定」という。）を受けていない企業も評価しているが、認定登録を促進するため、令和6年度より認定を受けている企業のみを評価する。

令和5年度は経過措置期間とし、令和4年度同様に認定を受けていない企業も評価対象とするが下記要件を追加する。

- ・新分野事業に係る年間売上額が100万円以上であること。

## 4 適用年月日【総合評価方式の改正】

令和5年4月1日以降に入札公告する案件から適用する。

## 第2 地域の守り手育成型方式（試行）の見直しについて

資料5-1のとおり

### 第3 入札制度に関する改正

#### 1 資本関係又は人的関係がある企業の入札参加制限について

条件付一般競争入札において、資本関係又は人的関係にある企業同士が同一入札へ参加することは認めないものとする。

また、該当する企業同士が同一入札へ応札した場合は落札できないものとし、第1落札候補者となった場合は失格とする。

#### 2 質問書の受付期間の確保について

総合評価方式の「標準型」、「簡易型」、「特別簡易型（5千万円以上）」における質問書の受付期間（以下「質問期間」という。）について、5日以上を6日以上とする。

なお、橋梁上部工事やトンネル工事など多数の質問が想定される工事にあっては、質問期間を延長する。

#### 3 適用年月日

令和5年4月1日以降に入札公告する案件から適用する。